

平成 31 年 2 月 13 日

「在宅スマホ副業で 7 日で 20 万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 30 年 7 月以降、「在宅スマホ副業で 7 日で 20 万円稼げる人続出中！」などとして、スマートフォンを用いた在宅での副業で短期に高額の収入が得られるとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「株式会社トップ」（以下「トップ」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注 1）

名 称	株式会社トップ（法人番号 5011001121416）（注 2）
所在地	東京都渋谷区初台一丁目 45 番 2 号プライムメゾン初台 14F
代表者	船木 宏一

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 具体的な事例の概要

- (1) 副業で利益を上げているとする女性が、無料モニターをしてみないかと接触してきます。

副業で利益を上げているとする女性が、SNS¹を通じて知り合った消費者に、

「私も最初は軽い気持ちでしたが、5 分の作業でその日のうちに 3 万円も GET してしまいました」

「その後、たったの 1 週間で 22 万円」

「1 ヶ月で 100 万円を超えました」

「今なら●●の紹介って言うてもらえば、無料モニターを体験できます」

などとメッセージを送信し、お金を稼ぐことができるとする無料モニターをしてみないかと消費者に接触します。

また、このメッセージに、トップの副業に関するウェブサイトの URL を記載して、そのウェブサイトを見るように促します。

このウェブサイトには、

「在宅スマホ副業で 7 日で 20 万円稼げる人続出中！」

「簡単安心の稼げる副業」

「サイドビジネスランキング第 1 位」、「ユーザー満足度第 1 位」

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

「10名様限定追加募集！」
などと記載されています。また、5日で15万円の収入を達成した成功事例や1日10分作業するだけで40万円の月収を得ていると説明する体験談が掲載されています。
無料モニターに参加するためには、トップが運営するLINEの友だち登録をする必要があるとして、消費者にLINEの友だち登録を促します。

(2) 無料モニターを体験させ、消費者を稼げる気にさせます。

トップは、LINEの友だち登録をした消費者に、
「1日5分で2万円以上稼げる副業を紹介しています。」
「現在人気のために、紹介に限り無料モニター参加が可能です。」
「無料モニター希望の方は、紹介者の名前をLINEしてください。」
などとLINEメッセージを送信します。
消費者が無料モニターを希望する旨と紹介者の名前を伝えると、トップから、無料モニターを開始すれば、トップが運用する「自動システムがInstagram²を使い」集客を行い、消費者のLINEに顧客を誘導するので、その顧客にマニュアル（情報商材）を送ることにより、1件につき5,000円の報酬が得られる旨の説明がなされます。
消費者が顧客と連絡を取るためのLINE-IDをトップに伝えると、2時間の無料モニターが開始されます。
無料モニター中に複数の顧客の誘導がなされるため、消費者は自動システムを使用すれば簡単に稼げそうだと思い込みます。

(3) 電話勧誘で高額な自動システム使用料を消費者に支払わせます。

トップは無料モニターが終了した消費者に、1件につき5,000円の報酬が発生するため、報酬の受取方やマニュアルの渡し方などを電話で説明したいなどとLINEメッセージを送信します。
トップは、消費者の承諾を得た上で、消費者が指定した番号に電話をかけ、
「システム運用のために初期費用が20万円掛かりますが、20万円はすぐに稼げます。」
「このシステムを使用すれば1週間で20万円は普通に稼げます。」
「システム料を負担しても、10日間ほどで支払ったシステム料を稼ぐことができます。」
「ほとんどの人が10日間で元を取っています。」
「稼いでいる人は月に100万は超えています。」
などと執ように勧誘し、多額の収益を得るためには初期費用を支払う必要があるとして、自動システムの使用料の支払を求めます。
消費者は、10日間で元が取れるなら損はしないと思い込み、自動システムの使用料をトップに支払います。
なお、トップは、自動システムの使用料はInstagramに写真を自動投稿する時間の間隔などによって異なるとしており、消費者が支払った金額は、1万円から37万円までの幅があります。

(4) 自動システムについて

トップは、自動システムの使用料の支払をした消費者に、自動システムのID及びパスワードを付与するとともに、顧客に販売するためのマニュアルを送付します。

² スマートフォンなどを用いた画像や動画の共有に特化したSNS。

マニュアルには、商品を安く仕入れて高く売るいわゆる「せどり」で収益を上げるためのノウハウが記載されており、このマニュアルを顧客に5,000円で販売すれば、その全額が消費者の収益になるとされています。

トップは、自動システムを使用すれば、Instagram上で効果的な集客ができると消費者に説明しているため、消費者は、トップの指示に従い、自動システムに自身のInstagramのアカウントを連動させ、副業に関するキャッチコピーや画像などをInstagramに投稿し、マニュアルを販売しようと試みます。

仮に効果的な集客がなされたとしても、この副業の収益となるマニュアルの売行きはInstagramの閲覧者の判断に依存するため、簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

3. 消費者庁が確認した事実

- (1) トップは、ウェブサイトやLINEメッセージに、「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中!」、「1日5分で2万円以上稼げる副業」などと記載していましたが、同社が消費者に提供するビジネスで収益を上げた消費者は確認できませんでした。また、ウェブサイトに掲載されていた5日で15万円の収入を達成した成功事例や1日10分作業するだけで40万円の月収を得ていると説明する体験談等について、トップに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料は提出されませんでした。
(虚偽・誇大な広告・表示)
- (2) トップの代表者は、一部の消費者に対し、「清算のご案内」という名目の文書を送付し、廃業する旨を述べておりますが、トップ以外にも、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて勧誘する事業者に関する相談は数多く寄せられているため、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性は高いと考えられます。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 多額のお金が必要になることをあらかじめ明示せず、無料モニターや研修を通じて反響が大きいことを消費者にアピールし、契約時になって突然、多額のお金の支払を求める事業者には十分注意し、お金を支払う前に費用の内訳やその適否を書面でしっかり確認しましょう。
- SNSなどに、あたかも自分自身が副業で利益を上げているような投稿をし、興味を持った消費者を広告用のウェブサイトに誘導する事業者も存在しますので、副業に関する個人の投稿も十分注意してください。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 188（いやや!）

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 #9110

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

副業で収益を上げているなどとSNSに投稿している者がSNSを通じて無料モニターをしてみないかと接触

その際、広告用のウェブサイトに誘導し

在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！

1日10分の作業で月収40万円を得ている(体験談)

根拠なし

無料モニターを体験させ、あたかも一般顧客から反響があるかのように見せかける

無料モニター時の報酬の受取方法を説明するなどとして電話をかける



トップが提供する自動システムを使用すれば稼げるなどと執ように勧誘

自動システムの使用料として1万円～37万円を支払わせる

自動システムを使用しても収益を上げることは難しい

少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン (188) や警察 (#9110) にお電話を！